## 小田原地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

小田原地区においては、小型車の車種区分廃止に伴う運賃改定(改定率 5.07%)を 平成 29 年 4 月 17 日から実施致しましたが、公定幅運賃内の運賃として全事業者が運 賃改定前の普通車運賃(下限)を選択したため、改善状況の公表はしませんでした。 しかしながら、小田原地区は神奈川県内で唯一、初乗距離短縮による運賃設定がな く、また、観光地を多く抱える当該地区では、新型コロナウイルス感染症の影響によ りタクシー需要が激減し、厳しい経営状況に置かれていたことから、令和 4 年 2 月 1 日に 1.314km 600 円(1.8 km 780 円加算距離 2 回分を控除)とする初乗り距離短縮 を実施した際、公定幅運賃内の上限を全事業者が選択したため、今回「運賃改定実施 による労働条件の改善状況」の調査を行い、改定前の令和 3 年 3 月から令和 3 年 8 月に対して令和 4 年 3 月から令和 4 年 8 月(直近の実績として)におけるタクシー運 転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 運賃を改定した事業者数

14 社.

- ・集計事業者数は、役員のみが乗務する事業者1社を除く13社である。
- (注) 改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。
- 2 平均増収率

44.82%

(注) 平均増収率は、次の算式により算出。

令和4年3月から令和4年8月の営業収入(税引き後) 令和3年3月から令和3年8月の営業収入(税引き後) × 100-100

3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率 47.67%

改定前1人平均給与月額	改定後1人平均給与月額
(令和3年3月~令和3年8月)	(令和4年3月~令和4年8月)
170,685 円	252,051 円

(注) 一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

## 4 改定による賃金改善率の分布(一般運転者1人平均)

15%以上	10%以上		0%以上			-10%	
	15%未満	10%未満	5%未満	0%未満	-5%未満	未満	F 1
11 社	1社	1社	0 社	0 社	0 社	0 社	13 社

(注)賃金改善率は、次の算式により算出。

令和4年3月から令和4年8月の運転者一人当たり平均給与月額

× 100-100

令和3年3月から令和3年8月の運転者一人当たり平均給与月額

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況(一般運転者に限る。)

103%	102%以上	101%以上	100%以上	99%以上	98%以上	97%以上	96%以上
以上	103%未満	102%未満	101%未満	100%未満	99%未満	98%未満	97%未満
4社	0社	3社	2 社	1社	1社	0 社	0 社

95%以上 96%未満	95%未満	計
0 社	2 社	13 社

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

令和4年3月から令和4年8月の

令和3年3月から令和3年8月の

賃金支給総額 -----同時期の営業収入 賃金支給総額

同時期の営業収入

6 その他

(1) 労働者負担の軽減

・労働者負担に変更がない事業者数

2社

- × 100

・労働者負担を採用していない事業者

11社

(2) その他

・その他運賃改定に伴い改善を行った事業者数

・労働時間の短縮

2社

・退職金制度の見直し

1 社

<問い合わせ先>

(一社)神奈川県タクシー協会担当者 三上、熱海、久保田連絡先 045-241-3577

<配布先>

関東運輸局記者会(ハイタク等専門紙)